

飲食店を経営されている皆様へ ～法令改正のお知らせ～

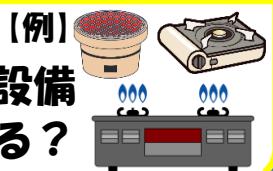
火を使用するすべての飲食店に消火器具の設置が必要となります。

2019年10月1日から義務化！！



平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市の火災によって、平成30年3月28日に消防法施行令等が改正され火を使用する設備または器具がある飲食店は、原則として延べ面積に問わらず消火器具（標識含む）を設置することが義務付けられました。

飲食店



はい

設置義務あり*

火を使用する設備
又は器具がある？

いいえ

設置義務なし

熱源が電気のみの設備又は器具（IHコンロ等）は、直接火を使用しないため、「火を使用する設備又は器具」には該当しません。※詳細は裏面へ

※以下の装置があれば、消火器具の設置は免除できます。

調理油過熱防止装置



鍋の温度の過度な上昇を感じし、自動的にガス供給を停止する装置

自動消火装置



火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して消火する装置

圧力感知安全装置



過熱によるカセットボンベの圧力上昇を感じし、自動的にボンベを外す装置

炎あふれ防止機能



グリル庫内で発火した場合でも、庫内から炎あふれを防止する装置

その他の安全機能を有する装置

- ・グリル過熱防止機能
- ・コンロ消し忘れ機能
- ・グリル消し忘れ機能
- ・e t c …

※立ち消え防止安全装置は対象外です！

このマークも参考にしてください！



どなたでもご自身で点検することができます！

- ①蓄圧式消火器～ 製造年から5年まで外観のみの点検
②加圧の消火器～ 製造年から3年まで外観のみの点検

点検については下記のQRコードをご利用ください。



点検報告支援
パンフレット



消防器点検アフリ



点検報告書
ダウンロード

6ヶ月毎に点検
1年に1回報告！



小規模飲食店等の消防器具設置フローチャート



150m²未満の飲食店等である。
(例) 飲食店、食堂、レストラン、
喫茶店、居酒屋、料亭など

YES

NO

変更なし

※150m²以上の対象物は、法令改正前の面積に応じた消火器の設置が必要です。

火を使用する設備又は器具がある。
(IHコンロ等熱源が電気のものは除く。)

YES

NO

販売、提供のための調理を目的とした設備又は器具である。

YES

NO

防火上有効な措置がない。
※表面の免除該当となる装置等を参照

YES

NO

消防器具設置義務なし

※『厨房設備等が一切ない、電気のみである、防火上有効な措置がある』のいずれかに該当すれば、熱源が設置免除となります。



消防器具の
設置義務があります！

- 消火器は「業務用」を設置
- 床面からの高さが1.5m以内で、すぐに持ち出せる場所に設置
- 設置場所に適した消火器を設置
- 消火器までの歩行距離が20m以内となるよう設置
- 見やすい位置に「消火器」の標識を設置

※消防器具の設置方法について、基準がありますのでお問い合わせをお願いします。

岩見沢地区消防事務組合
(岩見沢市・月形町)

【お問い合わせ先】

岩見沢地区消防事務組合
消防本部予防課 0126-22-4301
岩見沢消防署 0126-22-4380
月形支署 0126-53-2154